

在宅訪問栄養ケア業務委託契約書

医療機関 (以下「甲」という) と、 (以下「乙」という) とは、
甲の患者に対する在宅訪問栄養ケアの実施に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は、甲の患者に対する在宅訪問栄養ケア業務の一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(委託にかかる業務)

第2条 甲が乙に委託する業務は次のとおりとし、その実施に際しては事前に甲乙協議の上円滑に遂行しなければならない。

- (1) 医療保険適用の在宅患者訪問栄養食事指導として行う在宅訪問栄養ケア
- (2) 介護保険適用の居宅療養管理指導として行う在宅訪問栄養ケア
- (3) (1)、(2)に付随して発生する連絡、記録、報告書作成および事務業務

(指示書)

第3条 委託業務の実施にあたり、乙は甲から交付される訪問栄養指導指示書をもとに業務を実施する。

(報酬)

第4条 委託業務に係る報酬の額は、1回の訪問につき、金 円（消費税込）とする。
2 乙は甲に対して、当月分報酬を翌月 日までに書面により請求し、甲は、翌月 日までに支払うものとする。なお、支払方法は甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の負担)

第5条 委託業務の実施に必要な費用は、乙が負担する。

(善管注意義務)

第6条 乙は、本件業務を甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(秘密保持)

第7条 乙は、委託業務に関連して知り得た甲の患者情報、甲の運営に関する情報を甲の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。
2 前項の定めは、契約終了後においても同様とする。

(個人情報保護)

第8条 乙は、本契約に定める業務を実施するにあたり、個人情報保護法の遵守に努め、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、委託業務に関連して、その責に帰すべき理由により甲または第三者に損害を与えた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(契約期間)

第10条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日迄とする。ただし、契約期間満了1ヶ月前までに甲または乙のいずれからも契約終了の意思表示がないときは、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(契約の解除)

第11条 甲または乙は、前条の規定にかかわらず1か月以上前に書面で相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関する一切の争訟は、高田簡易裁判所（もしくは、新潟地方裁判所高田支部）を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 この契約内容に定めのない事項及び疑義を生じた場合は甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名捺印の上各々その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所
医療機関名
代表者氏名 ⑩

(乙) 住 所
氏 名 ⑩